



法改正情報①

直近の数ヶ月間で改正されることが決まった法律の中から、注目すべきものを2回にわけてお知らせいたします。第1回の今回は、以下の4つをご紹介します。

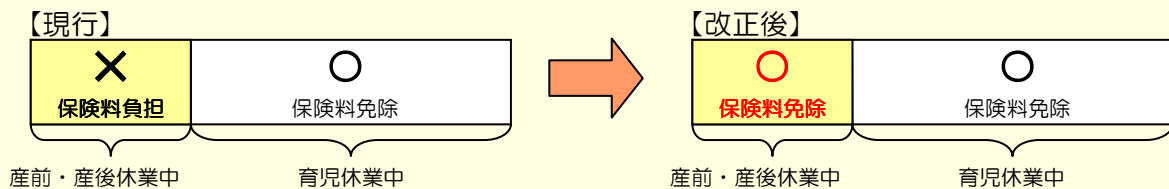


1. 産休期間中の社会保険料免除等

平成24年8月22日より
2年を超えない範囲内で政令で定める日から

次世代育成支援の観点から、産前産後休業中も、育児休業同様の配慮措置を受けられます。

産前産後休業中の社会保険料の免除（会社・本人共）のイメージ



※保険料の免除措置を受けるためには申請が必要です。

※保険料の免除のほか、産前産後休業終了後に育児による短時間勤務等で報酬が低下した場合、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に標準報酬月額が改定できます。（現在の育児休業等終了時改定と同様の手続が可能になります）

2. 短時間労働者の社会保険適用拡大(従業員501人以上☆の企業)

社会保険の適用範囲が、現在の通常の労働者の1週間の所定労働時間3/4以上の従業員のほか、以下の全ての条件を満たした従業員にも適用されることとなります。

平成28年10月から

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①所定労働時間が週20時間以上 | ②月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上） |
| ③1年以上勤務の見込みがある | ④学生（昼間学生等）でないこと |

☆「従業員501人以上」とは、現行の社会保険適用基準で適用となる被保険者の数によりカウントします。

※厚生年金での標準報酬月額の等級（第1級88,000円:報酬月額83,000～93,000円）が加わります。

3. 年金の受給資格期間の短縮

平成27年10月から

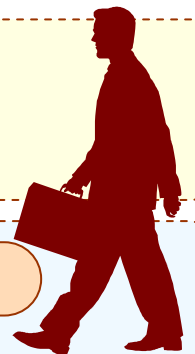
老齢基礎年金等の給付を受けるために必要な加入期間が、現在の、原則25年から、10年に短縮されます。

4. 厚生年金保険料率の引き上げ

平成24年9月分（10月納付分）から

一般の被保険者の厚生年金保険料率は、平成24年9月分（10月納付分）から、0.354%上がり、16.766%（会社・本人それぞれ8.383%）となります。

※適用は、10月支給給与からです。給与計算ソフトでは、10月給与を支給する前の料率変更を忘れずに！



※ 1.～3.についての参考：<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/dl/kouhu120824-2.pdf>

※ その他、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件が厳しくなる等の法改正があります。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277